

茨木市議会と追手門学院大学との連携協力に関する協定書

茨木市議会（以下「甲」という。）及び追手門学院大学（以下「乙」という。）は、相互に連携・協力を図るため以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は相互に連携・協力することにより、地域社会の発展及び人材育成に貢献することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に定める事項について連携・協力する。

- (1) 甲の活動の充実・発展に関すること。
- (2) 甲の協力により、乙の教育・研究の発展を図ること。
- (3) 甲及び乙の協力により、地域に資する人材育成を図ること。
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項

（必要な措置）

第3条 甲及び乙は、本協定に定める連携・協力を推進するために、必要に応じて協議を行い、必要な措置を講じる。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から2020年3月31日までとする。

2 その後は、甲乙いずれかが本協定の有効期間終了日の6か月前までに本協定の改廃について通知がないときは、更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙が誠意をもって協議して対応する。

2 本協定は、甲乙の協議と合意により改訂・修正することができる。

この協定を証するため、協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

2019（平成31）年 1月 30日

甲 茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市議会
議長

桂



乙 茨木市西安城二丁目1番15号

追手門学院大学
学長

11/17(火) 俊日

